

## 【三井住友海上メットライフ生命保険株式会社】



### 三井住友海上メットライフ生命の定額個人年金保険(通貨選択型) 「Broadway World(ブロードウェイ ワールド)」の販売を 12月1日より株式会社 三井住友銀行を通じて開始

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(本社:東京都、取締役社長:栗岡 威)は、通貨選択型個人年金保険「Broadway World(ブロードウェイ ワールド)」の販売を、株式会社 三井住友銀行を通じて、2008年12月1日より開始いたします。

#### 「Broadway World(ブロードウェイ ワールド)」の主な特徴

～通貨選択型個人年金保険～

##### (1) 選んでふやす

米ドルとオーストラリアドル。2種類の外貨より、契約通貨をお選びいただけます。

##### (2) しっかりふやす

ご契約時の予定利率で、据置期間中は複利運用されます。

毎年の運用収益分を引き出すことができます。

##### (3) 選べる据置期間

据置期間は3年、5年、7年、10年から選択できます。

##### (4) 選べる受取方法

4種類の年金受取方法、または一括受取からお選びいただけます。

年金受取開始日を繰延べることができます。

※商品の概要については、添付の関連資料『「Broadway World(ブロードウェイ ワールド)」商品概要』をご参照ください。

### 【この保険のリスクについて】

この保険は、外国為替相場の変動による影響を受けます。したがって、死亡保険金、解約払戻金、年金、および一部引出金（以下、保険金等）受取時に契約通貨以外に換算した場合、外国為替相場の変動により、換算後の保険金等の額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで同通貨に換算した額より下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

### 【お客さまにご負担いただく費用について】

- ご契約時……………ご契約時にご負担いただく費用はありません。
- 据置期間中……………据置期間中に適用される予定利率は、指標金利であるスワップレートから保険契約の維持費用および死亡保障の費用をあらかじめ差引いた利率であるため、据置期間中にご負担いただく費用はありません。なお、このスワップレートは通貨および据置期間によって異なります。
- 年金受取期間中……………年金管理費として、年金受取金額に対して1%を年金受取日に責任準備金から控除します。
- 解約時……………契約時の据置期間および契約日から解約日までの経過年数に応じた所定の解約控除率（最大 9%～1%）を解約日の保障基準価格に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映して計算した市場調整価格から控除して払戻金としてお支払します。
- 外国通貨で契約を締結することで生じる費用
  - 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外国通貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料、為替手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
  - 円支払特約により、円貨で保険金等を受取る場合の円支払特約レート（TTB）は、仲値（TTM）に対して50 銭を差引いたレートとなります。

### 【ご注意ください事項】

- 将来受取る年金額は、年金原資および年金受取開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ご契約時に適用され、据置期間中の運用基準として適用される予定利率は、原則毎週変更されますので、ご契約時は必ず最新情報をご確認ください。（ご契約時に適用される予定利率は、契約日・契約通貨・据置期間により異なります）

※ 「Broadway World（ブロードウェイ ワールド）」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※ 通貨選択型個人年金保険「Broadway World（ブロードウェイ ワールド）」に関する詳細な情報については、当社ホームページ（<http://www.msi-metlife.com>）をご覧ください。

「Broadway World(ブロードウェイ ワールド)」商品概要

通貨選択型個人年金保険

| 契約通貨                                    | 米ドル   | 豪ドル  |
|---|---|--|
| 契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢です。据置期間によって異なります。) |   |  |
| 3年                                      | 0～87歳   |  |
| 5年                                      | 0～85歳   |  |
| 7年                                      | 0～83歳   |  |
| 10年                                     | 0～80歳   |  |
| 保険料払込方法                                 | 一時払のみ   |  |
| 据置期間                                    | 3、5、7、10年   |  |
| 基本保険金額 (一時払保険料)                         |   |  |
| 最低                                      | 2万米ドル (1米ドル単位)  | 3万豪ドル (1豪ドル単位)   |
| 最高<br>(契約日における被保険者の満年齢によって異なります。)       | <b>【75歳以下】</b><br>500万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額<br><br><b>【76歳以上】</b><br>100万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額  | <b>【75歳以下】</b><br>750万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額<br><br><b>【76歳以上】</b><br>150万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額 |
| 年金種類                                    |   |  |
| 年金種類と年金受取開始年齢の範囲                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>確定年金 (年金受取期間：5、10、15、20、25、30年) : 3歳～90歳</li> <li>年金総額保証付終身年金 : 50歳～90歳</li> <li>保証期間付終身年金 (保証期間：5、10、15年) : 50歳～90歳</li> <li>保証期間付夫婦年金 (保証期間：5、10、15年) : 50歳～90歳</li> </ul> ※確定年金における最終年金受取日は、被保険者の年齢が105歳以下である必要があります。<br>※「保証期間付夫婦年金」は年金受取開始前にご案内する書面にてご選択いただけます。 |  |
| 年金受取開始日の繰延べ                             | 年金の受取開始日を繰延べることができます。   |  |
| 繰延べ期間                                   | 1年刻み  |  |
| 繰延べ可能範囲                                 | 被保険者の年齢が90歳まで繰延べできます。   |  |
| 通貨の転換                                   | 繰延べ時に他の通貨に転換できます。   |  |
| 一部引出機能                                  | 毎年、運用収益分のうち、一部引出金額を解約控除なしに引出することができます。  |  |
| 解約                                      | 年金受取開始日前であればいつでも、ご契約を解約して払戻金を受取ることができます。  |  |
| 解約払戻金額 (解約時の受取金額)                       | 解約払戻金額＝市場調整価格－解約控除額   |  |
| 市場調整価格                                  | 解約日の保障基準価格－市場調整額<br>※詳しくは「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  |  |
| 解約控除額                                   | 解約日の保障基準価格×解約控除率 (9%～1%)  |  |
| クーリング・オフ                                | クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回・契約の解除) の対象です。   |  |